

1 情報公開審査会の答申

情審第 11 号

令和 6 年（2024 年） 8 月 29 日

審査庁 小田原市議会 議長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書存否応答拒否決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 6 年（2024 年） 1 月 16 日付け議第 941 号で諮問（諮問第 38 号）のあった公文書
存否応答拒否決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市議会（以下「実施機関」という。）が行った公文書存否応答拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、対象公文書の存否を明らかにし、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年11月22日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「7月27日小田原市議会議会運営委員会が大阪を視察した際の、その夜の議長たちの行動に対して、市民から市議会に提出されたという告発文」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和5年11月27日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、存否を明らかにしない理由を「請求内容にある告発文書いわゆる公益通報は、通報に関する秘密が保護されることや通報者の個人情報保護されることを前提とした制度であり、その存否を答えることで、公益通報者の個人情報が特定され、公益通報者の権利利益を不当に害するおそれがあるため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和5年12月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市議会）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書等の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和5年12月20日付けで弁明書等を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付すると共に反論書の提出を依頼し、審査請求人は審査庁に対し、令和5年12月28日付けで反論書を提出した。
- 3 審査庁は当審査会に対し、令和6年1月16日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書の存否を明らかにし、個人情報以外の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、存否応答拒否の理由として、「存否を答えることで、公益通報者の個人情報特定され、公益通報者の権利利益を不当に害するおそれがあるため」としているが、文書の存在を認めた場合に侵害される個人情報の「主体」である公益通報者については、通報者の住所・氏名を非公開にすれば、個人情報が保護されるのは明らかである。
- (2) 公益通報者の住所・氏名を非公開としただけでは、公益通報者の個人情報が特定されとするならば、公益通報者が特定されるおそれがある内容部分を非公開にすれば公益通報者を特定することは不可能である。また、通報内容の全てが通報者を特定するものではないはずであるが、例えば告発文書すべてを非公開とし、公文書の存在を明らかにしても公益通報者の個人情報が守られるのは明らかである。
- (3) 小田原市議会議長は、情報公開請求には、公文書の存否すら拒み、情報を隠蔽する一方で、公益通報者の告発文を「怪文書」と主張し、「公益通報者」を犯罪者として扱い、通報者は匿名であったにも関わらず被害届を提出しているのである。これは、存否応答拒否の理由である「公益通報者の個人情報と権利利益を守る」とことと明らかに矛盾し、公益通報者の個人情報を特定し、その権利利益を害しようとしている行為である。
- (4) 公益通報者に対して被害届を提出したということは、公益通報（告発）があったという事実自体は、いわば公知の事実であって「非公開情報」ではないということの意味する。
- (5) よって存否応答拒否処分に理由はないので、原処分を取り消し、公文書の存在自体は認めたとうえで、公開・非公開の処分決定をすべきである。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和6年3月13日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 一般に告発文書又は通報文書といわれるような文書は、違法又は不当な行為等を関係機関に通報する内容の文書であると考えられる。自治体等の公的機関は、このような告発、通報の文書の提出があった場合には、公益通報者保護法などの通報に関する制度の趣旨を踏まえ、また、地方公務員の守秘義務を遵守し、通報等に関する事実の秘密の保持、通報者の保護、関係者や第三者の正当な利益又は公共の利益を害することがないように、十分に配慮して、通報等に対応すべき義務を負うものであるといえる。
- 2 本件処分に係る公開請求は、一定の日時における議会の視察に係る関係者の行動に関する告発文の公開を求めるものであるから、公開請求を受けた処分庁としては、上記1の事項を踏まえて公開請求に対する決定を行う必要があるものである。
- 3 本件請求に対し、公開、非公開又は不存在のいずれかを応答することによって、請求に係る一定の事実（一定の内容に係る告発文書の存在）の有無が公開されたことになるものといえる。
- 4 非公開としても、請求内容に係る事実が通報されたという事実が明らかになることになる。当該請求内容は、特定の日時、行動、そして一定数の関係者に関わるものであることから、こうした内容から通報者が誰であるかという条例第8条第1号所定の個人情報が推測され、又は特定される可能性があるものである。
- 5 また、請求内容は、特定の日時における視察参加者に関わるものであることから、対象者は視察参加者に限定される。このため、視察参加者は、いずれもが何かしら告発をされるような事実には該当があるのではないかという憶測や風説に晒されることが容易に推測されることになる。したがって、視察参加者に対しては、条例第8条第5号の「公にすることにより、人の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある（個人に関する）情報」に該当する。
- 6 一般に、特定の日時、行動及び対象者に関わる通報等の情報は、その存否であっても公にされるものであれば、通報者は当該通報等が自らによるものであることが推測され、又は特定されることによる不利益その他の影響が生じることをおそれて、

かえって通報等に消極の態度をとらざるを得ない場合も想定されるものである。このため、条例第8条第4号に定められるように、存否を公にすることは、通報等に対応する事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び令和6年3月13日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例第10条第1項（公文書の存否に関する情報）の解釈について

実施機関は、本件処分において条例第10条第1項に該当するとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うことになる。したがって、不存在決定以外の決定では、原則として公文書が存在することが前提となっている。

しかし、公文書の存否自体が一つの情報であることもあり得ることから、公開請求に係る公文書の存在自体を明らかにするだけで、条例第8条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、このような場合には、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしているものである。

「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書が実際に存在しているか否かにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。

具体的には、「特定の個人の病歴に関する情報」、「特定の個人の生活保護申請等に関する情報」、「先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報」など、特定の者を名指しし、特定の事項等を限定した公開請求が考えられる。

2 条例第 10 条第 1 項（公文書の存否に関する情報）の該当性について

本件請求は、「7 月 27 日小田原市議会議会運営委員会が大阪を視察した際の、その夜の議長たちの行動に対して、市民から市議会に提出されたという告発文」の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対して公文書の存否を明らかにすることは、公益通報者の個人情報に特定され、公益通報者の権利利益を不当に害するおそれがあると主張している。

そこで、本件請求に対して、公文書の存否を明らかにするだけで、条例第 8 条第 1 号の非公開情報である「個人に関する情報」を公開することとなるか否か（つまり、本件文書の存否を明らかにするだけで、通報者が特定され、また通報者の権利利益を不当に害するおそれが生じることとなるか否か）を検討する。

(1) 通報者の特定について

本件請求は、「7 月 27 日小田原市議会議会運営委員会が大阪を視察した際の、その夜の議長たちの行動」に対する告発文であり、実施機関は、「特定の日時、行動、そして一定数の関係者に関わるものであることから、こうした内容から通報者が誰であるかという条例第 8 条第 1 号所定の個人情報に推測され、又は特定される可能性がある」と主張する。

確かに、本件文書は、一定数の関係者に関わる情報と言えるが、当該情報を通報者がどのように知り得たのかについては、実際に見て知り得た場合に限らず、伝聞等により知り得た場合も考えられることから、直ちに通報者が特定されることは言い難い。

また、本件請求は、「市民から市議会に提出された告発文」とされており、特定の者を名指しした請求ではない。

したがって、本件請求に対する公文書の存否を明らかにするだけで、通報者が特定されることは認められない。

(2) 通報者の権利利益を不当に害するおそれについて

実施機関は、「その存否であっても公にされるものであれば、通報者は当該通報等が自らによるものであることが推測され、又は特定されることによる不利益その他の影響が生じることをおそれて、かえって通報等に消極の態度をとらざるを得ない場合も想定される」と主張する。

しかし、上記(1)のとおり、通報者が特定されるとは認められないことから、通報者が特定されることによる不利益その他の影響が生じ、あるいは、特定のおそれにより通報等に消極の態度をとらざるを得ない事態が発生する蓋然性は高いとは言い難い。

したがって、本件請求に対する公文書の存否を明らかにするだけで、通報者の権利利益を不当に害するおそれが生じるものとは認められない。

(3) 公益通報について

実施機関は、「告發文書いわゆる公益通報は、通報に関する秘密が保護されることや通報者の個人情報保護されることを前提とした制度」とであると主張する。

確かに、公益通報者保護法においては、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図ることが重要であるが、上記(1)及び(2)で記したとおり、本件請求に対する公文書の存否を明らかにするだけで、通報者が特定されるとは認められない上、通報者の権利利益を不当に害するおそれが生じるものとも認められないことから、公文書の存否を明らかにしたとしても支障はないと判断する。

(4) 視察参加者の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれについて

実施機関は、本件請求は、視察参加者に関わるものであることから、「視察参加者は、いずれもが何かしら告発をされるような事実には該当があるのではない」という憶測や風説に晒されることが容易に推測されることになる。」とし、条例第8条第5号の「公にすることにより、人の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがある」としている。

当該実施機関の主張は、本件処分の際の理由ではなく、弁明書で追加された理由ではあるが、答申後の実施機関の判断の参考となることを考慮し、審査会の判断を示すこととする。

「人の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれ」とは、その人の社会的な地位が脅かされるおそれがある場合をいうが、本件文書の存否を明らかにしたとしても、視察参加者の違法又は不当な行為等の事実を示すものではなく、また認めるものでもない。さらに、視察参加者である市議会議員は、市民の代表者という立場であって、市民からの監視や批判を受けることはあり得ることと考えると、本件文書の存否を明らかにしたとしても、視察参加者の社会的な地位が脅かされるおそれが生じるとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年1月16日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年1月31日	第88回情報公開審査会 事案の審議
令和6年3月13日	第89回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和6年5月27日	第90回情報公開審査会 事案の審議
令和6年7月11日	第91回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年8月21日	第92回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 12 号

令和 6 年（2024 年） 8 月 29 日

審査庁 小田原市議会 議長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書存否応答拒否決定処分及び公文書非公開決定処分に対する審査請求に
ついて（答申）

令和 6 年（2024 年） 5 月 2 日付け議第 241 号で諮問（諮問第 39 号）のあった公文書
存否応答拒否決定処分及び公文書非公開決定処分に対する審査請求事案について、次の
とおり答申します。

第 1 審査会の結論

- 1 審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市議会（以下「実施機関」という。）が行った公文書存否応答拒否決定処分（以下「本件処分 1」という。）を取り消し、対象公文書の存否を明らかにし、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。
- 2 本件請求に対し、実施機関が行った公文書非公開決定処分（以下「本件処分 2」という。）を取り消し、上記 1 の本件処分 1 に関する対応を踏まえた上で、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

第 2 本件請求の内容

審査請求人は、令和 6 年 1 月 23 日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「令和 5 年 12 月 12 日に開催された小田原市議会議員説明会について、(1)「(2)と関連して通報者から市議会事務局長ら宛に送られた令和 5 年 7 月の議会運営委員会の視察を巡る写真などの資料」、(2)「市議に席上で配布した説明用資料」、（以下(1)を「本件文書 1」といい、(2)を「本件文書 2」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

第 3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和 6 年 2 月 7 日付けで本件処分 1 及び本件処分 2 を行った。
- 2 本件処分 1 は、存否を明らかにしない理由を「請求内容にある通報者から送付された資料であるならば、通報に関する秘密が保護されることや通報者の個人情報保護されることを前提とした公益通報の制度を踏まえると、特定の日付及び事案並びに特定の通報者に係る公文書の存否を答えることは、通報を行った個人の情報が特定され、通報者の権利利益を害するおそれがあるため」とした。
- 3 本件処分 2 は、公開をしない部分の概要を「12 月 12 日に警察の捜査案件について説明した資料」とし、公開をしない理由を条例第 8 条第 5 号に該当し、「公にすることにより、犯罪捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」とした。
- 4 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和 6 年 2 月 28 日付けで、行政不

服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市議会）に対し、審査請求書を提出した。

第 4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書等の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和 6 年 3 月 21 日付けで弁明書等を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付すると共に反論書の提出を依頼し、審査請求人は審査庁に対し、令和 6 年 4 月 23 日付けで反論書を提出した。
- 3 審査庁は当審査会に対し、令和 6 年 5 月 2 日付けで諮問書を提出した。

第 5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 の処分の取り消しを求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書 1 に関する写真及び情報は、令和 5 年 12 月 12 日の市議会議員説明会において全議員に示されている。この議員説明会は、地方自治法第 115 条第 1 項の定める秘密会には相当せず、たとえ非公開の場であっても、議員に配布された資料の公開を拒む法的根拠はないはずである。

(2) 公益通報者保護を本件処分 1 の理由に掲げているが、小田原市議会議長らは、令和 5 年 12 月に神奈川県警小田原署に被害届を提出し、匿名の告発者の捜査を要請している。議長は、告発者の個人情報に公にしようという意思があり、公益通報者保護は虚偽の説明である。

(3) そもそも文書の存在を認めるだけで、通報者が特定されるわけがない。通報者が特定されないようにするなら非公開又は一部公開にすればよいだけで、存否応答拒否とする理由にはなり得ないとする。

(4) 実施機関は、本件処分 1 の理由として、「視察参加者は、いずれもが何かしら告発をされるような事実には該当があるのではないか」という憶測や風説に晒されると主張しているが、視察は公金を使った行政視察である。公式の視察が終わった

後でも公職者として度を越した行動をとれば、市民からの信頼は失われるもので、厳しい目を向けられるのは当然である。

- (5) 公金を使った行政視察であれば「通報されるような事実」がなかったことを明確に市民に示すことが公職者としての説明責任である。
- (6) 実施機関は、本件処分2の理由として、「犯罪捜査」を掲げているが、告発文の内容を公開したところで匿名の告発者が特定されることにはつながらない。議長も匿名の告発者が誰であるかわからないからこそ、被疑者不詳で県警に捜査を要請していることがその証左である。審査請求人が求めているのは、議会議員の不適切と思われる行為についての情報の公開であり、そもそも警察の捜査とは関係がない事項である。
- (7) 本件文書2を公開することで警察の捜査が妨害される理由を実施機関は説明していない。既に本件文書2は全議員に対して提示され、その内容について相当数の市民が把握しているところであり、刑事捜査で犯人しか知り得ない「秘密の暴露」の秘密に該当しない。
- (8) 審査請求日の時点で、本件文書1及び本件文書2に関する情報は、広くマスコミ報道されており、現在は、本件処分1「存否応答拒否決定処分」又は本件処分2「非公開決定処分」とする理由がない。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書1に関して、一般に告発文書又は通報文書といわれるような文書は、一定の事項に関する違法又は不当な行為等を関係機関に通報する内容の文書であると考えられる。自治体等の公的機関は、このような告発、通報の文書の提出があった場合には、公益通報者保護法などの通報に関する制度の趣旨を踏まえ、また、地方公務員の守秘義務を遵守し、通報等に関する事実の秘密の保持、通報者の保護、関係者や第三者の正当な利益又は公共の利益を害することがないように、十分に配慮して、通報等に対応すべき義務を負うものであるといえる。
- 2 本件文書1への公開請求は、一定の日時における議会の視察に係る関係者の行動に関する通報文等の資料の公開を求めるものであるから、公開請求を受けた処分庁としては、上記1の事項を踏まえて公開請求に対する決定を行う必要があるもので

ある。

- 3 本件文書1に対し、公開、非公開又は不存在のいずれかを応答することによって、請求に係る一定の事実（一定の内容に係る告発文書の存在）の有無が公開されたことになるものといえる。
- 4 非公開としても、請求内容に係る事実が通報されたという事実が明らかになることになる。当該請求内容は、特定の日時、行動、そして一定数の関係者に関わるものであることから、こうした内容から通報者が誰であるかという条例第8条第1号所定の個人情報が推測され、又は特定される可能性があるものである。
- 5 また、請求内容は、特定の日時における視察参加者に関わるものであることから、対象者は視察参加者に限定される。このため、視察参加者は、いずれもが何かしら告発をされるような事実には該当があるのではないかという憶測や風説に晒されることが容易に推測されることになる。したがって、視察参加者に対しては、条例第8条第5号の「公にすることにより、人の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある（個人に関する）情報」に該当する。
- 6 一般に、特定の日時、行動及び対象者に関わる通報等の情報は、その存否であっても公にされるものであれば、通報者は当該通報等が自らによるものであることが推測され、又は特定されることによる不利益その他の影響が生じることをおそれて、かえって通報等に消極の態度をとらざるを得ない場合も想定されるものである。このため、条例第8条第4号に定められるように、存否を公にすることは、通報等に対応する事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるものである。
- 7 令和5年12月12日に開催した議員説明会は、警察の捜査案件について、各議員に協力を求められることが想定されたことから、状況を説明し、情報共有を図るために行ったものであるが、その内容が議会外に伝わることにより、捜査の支障とならないよう、会議を「非公開」とすることを申し合せたものである。
- 8 本件文書2は、警察の捜査案件に対する各議員への状況説明のためのものであるから、公開されることにより、捜査に支障を招きかねないことが想定されるものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のよう
に判断する。

1 本件処分1の条例第10条第1項（公文書の存否に関する情報）の解釈について

実施機関は、本件処分1において条例第10条第1項に該当するとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うことになる。したがって、不存在決定以外の決定では、原則として公文書が存在することが前提となっている。

しかし、公文書の存否自体が一つの情報であることもあり得ることから、公開請求に係る公文書の存在自体を明らかにするだけで、条例第8条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、このような場合には、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしているものである。

「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書が実際に存在しているか否かにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。

具体的には、「特定の個人の病歴に関する情報」、「特定の個人の生活保護申請等に関する情報」、「先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報」など、特定の者を名指しし、特定の事項等を限定した公開請求が考えられる。

2 本件処分1の条例第10条第1項（公文書の存否に関する情報）の該当性について

本件請求は、「通報者から市議会事務局長ら宛に送られた令和5年7月の議会運営委員会の視察を巡る写真などの資料」の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対して公文書の存否を明らかにすることは、公益通報者の個人情報特定され、公益通報者の権利利益を不当に害するおそれがあると主張

している。

そこで、本件処分１について、公文書の存否を明らかにするだけで、条例第８条第１号の非公開情報である「個人に関する情報」を公開することとなるか否か（つまり、本件文書の存否を明らかにするだけで、通報者が特定され、また通報者の権利利益を不当に害するおそれが生じることとなるか否か）を検討する。

（１）通報者の特定について

本件文書１は、「通報者から市議会事務局長ら宛に送られた令和５年７月の議会運営委員会の視察を巡る写真などの資料」であり、実施機関は、「特定の日時、行動、そして一定数の関係者に関わるものであることから、こうした内容から通報者が誰であるかという条例第８条第１号所定の個人情報と推測され、又は特定される可能性がある」と主張する。

確かに、本件文書１は、一定数の関係者に関わる情報と言えるが、当該情報を通報者がどのように知り得たのかについては、実際に見て知り得た場合に限らず、伝聞等により知り得た場合も考えられることから、直ちに通報者が特定されることは言い難い。

また、本件文書１に係る請求は、「通報者から市議会事務局長ら宛に送られた」とされており、特定の者を名指しした請求ではない。

したがって、本件文書１に係る請求に対する公文書の存否を明らかにするだけで、通報者が特定されるとは認められない。

（２）通報者の権利利益を不当に害するおそれについて

実施機関は、「その存否であっても公にされるものであれば、通報者は当該通報等が自らによるものであることが推測され、又は特定されることによる不利益その他の影響が生じることをおそれて、かえって通報等に消極の態度をとらざるを得ない場合も想定される」と主張する。

しかし、上記（１）のとおり、通報者が特定されるとは認められないことから、通報者が特定されることによる不利益その他の影響が生じ、あるいは、特定のおそれにより通報等に消極の態度をとらざるを得ない事態が発生する蓋然性は高いとは言い難い。

したがって、本件文書１に係る請求に対する公文書の存否を明らかにするだけで、通報者の権利利益を不当に害するおそれが生じるものとは認められない。

(3) 公益通報について

実施機関は、「告発文書いわゆる公益通報は、通報に関する秘密が保護されることや通報者の個人情報保護されることを前提とした制度」であると主張する。

確かに、公益通報者保護法においては、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図ることが重要であるが、上記(1)及び(2)で記したとおり、本件請求に対する公文書の存否を明らかにするだけで、通報者が特定されとは認められない上、通報者の権利利益を不当に害するおそれが生じるものとも認められないことから、公文書の存否を明らかにしたとしても支障はないと判断する。

(4) 視察参加者の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれについて

実施機関は、本件文書1に係る請求は、視察参加者に関わるものであることから、「視察参加者は、いずれもが何かしら告発をされるような事実には該当があるのではないかという憶測や風説に晒されることが容易に推測されることになる。」とし、条例第8条第5号の「公にすることにより、人の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがある」としている。

当該実施機関の主張は、本件処分1の際の理由ではなく、弁明書で追加された理由ではあるが、答申後の実施機関の判断の参考となることを考慮し、審査会の判断を示すこととする。

「人の社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれ」とは、その人の社会的な地位が脅かされるおそれがある場合をいうが、本件文書1の存否を明らかにしたとしても、視察参加者の違法又は不当な行為等の事実を示すものではなく、また認めるものでもない。さらに、視察参加者である市議会議員は、市民の代表者という立場であって、市民からの監視や批判を受けることはあり得ることと考えると、本件文書の存否を明らかにしたとしても、視察参加者の社会的な地位が脅かされるおそれが生じるとは認められない。

3 本件処分2の条例第8条第5号（公共の安全と秩序の維持に関する情報）の解釈について

実施機関は、本件処分2において公開をしないとした理由に、条例第8条第5号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

条例第8条第5号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報として規定している。

当該規定における「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀などを維持するために必要な活動をいう。

4 本件処分2の条例第8条第5号（公共の安全と秩序の維持に関する情報）の該当性について

当審査会が本件文書2を見分したところ、実施機関が主張するとおり、警察の捜査案件について各議員に協力を求められることが想定されたことから、状況を説明し情報共有を図るために作成された公文書であることを確認することができた。

しかし、実施機関が主張するような「公開されることにより、捜査に支障を招きかねないことが想定されるもの」に、見分した公文書のすべての部分が該当するとは認められない。

なお、本件処分2及び本件処分1は、互いに関連しているものと推認できる。

したがって、本件処分2については、これを取り消し、本件処分1に関する対応を踏まえた上で、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきであると判断する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年5月2日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年5月27日	第90回情報公開審査会 事案の審議
令和6年7月11日	第91回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年8月21日	第92回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 22 号

令和 6 年（2024 年）12 月 25 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 6 年（2024 年）5 月 2 日付け企第 371 号で諮問（諮問第 40 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、次のとおり判断する。

- 1 別表の「非公開が妥当」欄に記載する情報は、非公開とした実施機関の決定は妥当である。
- 2 別表の「公開・非公開の判断が必要」欄に記載する情報は、実施機関は、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。
- 3 別表の「公開すべき」欄に記載する情報は、実施機関は、本件処分を取り消し、公開すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年2月8日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るサウンディング議事録」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書には、サウンディング参加法人別に、「題名：小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務サウンディング議事録（サウンディング参加法人名）」、「日時」、「開催場所」、「参加者」の部分及び「議事要旨」の部分で構成されており、「議事要旨」には、「テーマ」別に、「質問内容」及び「回答内容」が記載されているものである。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和6年2月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「サウンディング参加法人名、法人の従業員に関する情報、（氏名、役職）、参加法人の権利や競争上の地位その他正当な利益（営業上のノウハウ）を害するおそれがある内容、未成熟な情報で市民の誤解や憶測を招き不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある内容」とし、公開をしない理由を条例第8条第1号及び第2号ア・イ並びに第3号に該当し、「特定の個人を識別することができるもの。当該法人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるもの。当該法人に関する情報であって、公にしないとの条件で任意に提供されたもの。未成熟な情報を公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。」とした。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和6年3月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書等の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和6年3月29日付けで弁明書等を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付すると共に反論書の提出を依頼したが、審査請求人から反論書の提出はなかった。
- 3 審査庁は当審査会に対し、令和6年5月2日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
公開をしないとした部分の公開を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 令和6年2月2日の小田原市議会総務常任委員会において、ゼロカーボン・デジタルタウン担当部長は、企業へのサウンディング調査の中で、「企業側が是非やっていきたいと伝えてくれた。」と発言しているが、本件文書の公開された部分には、当該発言が確認できなかった。
 - (2) 実施機関は、サウンディング調査で、「国有地を自ら買う」や「周辺道路の整備も自ら行う」という企業があることがわかったという主張をしているが、本件文書の公開された部分には、そのような発言をした企業はなかった。
 - (3) 企業名を伏せることは理解するが、上記(2)のような発言自体を伏せる必要はないにも関わらず、議事録のどこにもそのような発言をみることができない。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 現状公開している内容以上に公開することによって、企業名や当該企業の具体的な保有技術やノウハウ等を示唆する可能性があり、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（条例第8条第2号ア）。
- 2 企業に関する情報であって、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、企業における通例として公にしないこととされている（条例第8条第2号イ）。
- 3 現状公開している内容以上に公開し、未成熟な情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある（条例第8条第3号）。
- 4 審査請求人の主張する「議事録の中で、国有地を自分たちで買う、という発言をした企業がない」ことについては、サウンディングの際に企業に対して「小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想（素案）」に基づき、「最終的には選定した開発事業者に用地売却すること」を前提条件として示したものであり、これに対して否定的な意見はなかったものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係書類に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア、同号イ及び第3号の解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア、同号イ及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することがで

きるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

(2) 条例第8条第2号ア及びイについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であって、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

条例第8条第2号イは「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意で提供された情報について、当該条件が合理的なものと認められる限り、非公開情

報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものであり、「実施機関の要請を受けて」提出されたことが要件となるので、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提出された情報は含まれない。

「公にしない」とは、この条例に基づく公開請求に対して公開しないことのほかに、第三者に対して当該情報を提供しないことを意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報提供を受ける場合も含まれる。

「条件」には、実施機関の側から公にしないとの条件を付けて情報提供を要請する場合と法人等又は事業を営む個人の側が実施機関の情報提供の要請に対して公にしないとの条件を付ける場合があるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは該当しない。

「合理的であると認められるもの」は、情報の性質に応じ、当該情報の提出当時における諸般の事情等を考慮して判断することになる。

(3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書は、サウンディング参加法人別に、「題名：小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務サウンディング議事録（サウンディング参加法人名）」、「日時」、「開催場所」、「参加者」の部分及び「議事要旨」の部分で構成されており、「議事要旨」には、「テーマ」別に、サウンディング参加法人及び小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務の受託業者（以下「支援業務受託業者」という。）の従業員並びに小田原市職員が発言した「質問内容」及び「回答内容」が記載されているものであった。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

当審査会が本件文書を見分したところ、本件文書における参加者の部分のうち公開をしないとした部分には、サウンディング参加法人又は支援業務受託業者の従業員に係る所属、職及び氏名が記載されていた。

これらの記載は、サウンディング参加法人又は支援業務受託業者の構成員としての個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、ただし書きの例外的公開事項に該当しないことから、条例第8条第1号に該当する。

(3) 条例第8条第2号ア及びイの該当性について

本件文書における題名、開催場所、参加者、テーマ、質問内容及び回答内容の部分のうち、公開をしないとした部分には、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報、同法人のノウハウ等に関する情報とそれ以外の情報（以下「本件それ以外の情報」という。）のいずれかの情報が記載されていた。

これらの記載されていた情報のうち、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び同法人のノウハウ等に関する情報については、実施機関が特定の事業を検討するに当たり民間事業者との直接対話により、率直な意見やアイデア等を把握するために実施したサウンディング調査において、当該情報を公にすることは、当該法人の権利利益を害するおそれが生ずるものと認められるため、条例第8条第2号アに該当する。

また、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び同法人のノウハウ等に関する情報については、サウンディング調査の手法上、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であることは明らかであることから、条例第8条第2号イにも該当するものと認められる。

なお、非公開情報とするサウンディング参加法人が特定される情報及び同法人のノウハウ等に関する情報の範囲については、上記(1)で記載した基本的な考え方を踏まえ、その範囲をできるだけ限定することが求められる。

(4) 条例第8条第3号の該当性について

上記(3)で記載したとおり、本件文書における質問内容及び回答内容の部分のうち、公開をしないとした部分には、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報、同法人のノウハウ等に関する情報又は本件それ以外の情報のいずれかの情報が記載されていた。

当審査会が本件文書を見分したところ、これらの記載された情報のうち、本件

それ以外の情報については、本件処分時において未成熟な情報と認められるものが含まれており、当該情報部分については、条例第8条第3号に該当するものと認められる。

しかしながら、当該基本構想が白紙となった現時点の状況を踏まえると、未成熟な情報の範囲について、本件処分時と現時点では、状況が変化していると言わざるを得ない。

したがって、上記1の(3)及び2の(1)を踏まえ、本件それ以外の情報における条例第8条第3号の該当性について改めて判断し、公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年5月2日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年5月27日	第90回情報公開審査会 事案の審議
令和6年7月11日	第91回情報公開審査会 事案の審議
令和6年8月21日	第92回情報公開審査会 事案の審議
令和6年10月10日	第93回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年11月22日	第94回情報公開審査会 答申案の検討

【別表】

項番	記載区分	非公開が妥当				公開・非公開の 判断が必要 (第3号該当性)	公開すべき
		該当情報	該当号				
			1号	2号ア	2号イ		
1	題名	サウンディング参加法人名		●	●	—	—
2	開催場所	サウンディング参加法人名		●	●	—	—
3	参加者	サウンディング参加法人名		●	●	—	—
		サウンディング参加者法人及び支援業務受託業者の従業員に係る所属、職及び氏名	●				
4	テーマ	サウンディング参加法人名及び同法人が特定される情報		●	●	—	本件それ 以外の情報
5	質問内容	サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び法人のノウハウ等に関する情報		●	●	本件それ以外の 情報	—
6	回答内容	サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び法人のノウハウ等に関する情報		●	●	本件それ以外の 情報	—

情審第 22 号

令和 6 年（2024 年）12 月 25 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 6 年（2024 年）6 月 25 日付け事業第 240 号で諮問（諮問第 41 号）のあった公文書公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、本件処分で公開した公文書に加え、本件請求の対象となる公文書を特定した上で、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うことが適当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年9月11日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「F I ジャパンカップに関する全ての支出に関する書類。現存する年度分全て。小田原市が直接支出したものだけでなく、関係団体等を経由して F I ジャパンカップに関する支出となったものも全て。」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、「小田原競輪場で開催した F I ジャパンカップの支出に関する書類」を対象文書として特定し、令和5年9月26日付けで本件処分を行った。
- 2 審査請求人は、本件処分により公開された公文書だけでは、本件請求の対象文書としては不足しており、本件処分に不服があるとして、令和5年10月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼し、審査請求人は審査庁に対し、令和6年1月19日付けで反論書を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、照会文「公文書公開請求に係る文書の特定について」を送付し、不足していると思われる文書として、「小田原競輪場で F I ジャパンカップの開催がない年（平成30年度、令和2年度、令和4年度）の神奈川県主催者連絡

協議会への分担金の支出に関する書類」、「小田原競輪場での F I ジャパンカップの場外車券発売の支出に関する書類（委託料、従業員経費等）」及び「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の会員であることにより必要となった支出に関する書類（あっせん活動に係る旅費等）」（以下「追加特定公文書」という。）を示し、確認を求めた。

- 4 審査請求人は審査庁に対し、小田原市のホームページで提供している「お問い合わせ」フォームで、市に対し令和 6 年 4 月 22 日付けで、審査庁において不足していると思われる文書のすべてについて公開を求める旨の連絡をした。
- 5 審査庁は審査請求人に対し、照会文令和 5 年 9 月 11 日付け「公文書公開決定に関する審査請求の主旨確認について」を送付し、追加特定公文書の公開を求めることを本審査請求の趣旨とするかの確認を求めた。
- 6 審査請求人は審査庁に対し、令和 6 年 5 月 28 日付けで、「審査請求の趣旨は、「公開か非公開かという以前の条例違反と言える状況を改め、可及的速やかに必要な対応をされることを強く要望する。」ということであり、さらに具体的に述べるのであれば、次のとおりとなる。」とし、5 つの要望を示し、要望の 5 つ目に「不足していた文書の公開を求める」旨の回答をした。
- 7 審査庁は、審査請求の趣旨が追加特定公文書の公開を求めているものではないとし、当審査会に対し、令和 6 年 6 月 25 日付けで諮問書を提出した。

第 5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分により公開された公文書だけでは、本件請求に係るすべての公文書が特定されているとはいえず、本件請求の対象となる公文書が不足しているため、不足する公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により公開された公文書は、平成 31 年度、令和 3 年度、令和 5 年度の小田原競輪場で開催された「F I ジャパンカップに係る書類」に限定されており、例えば、複数の団体を経由して納付された「F I ジャパンカップ加盟施行者協

議会の分担金」などの書類が含まれていない。

- (2) 「F I ジャパンカップに関する支出に関する書類」としてどのような書類があるのか請求者には特定できないため、請求範囲を「全ての支出に関する書類」としたものである。また、「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金」のように、他の団体を経由して支出した例もあったことから、「小田原市が直接支出したものだけでなく、関係団体を経由して F I ジャパンカップに関する支出となったもの全て対象とする」と付記したものである。
- (3) 実施機関は、条例第 7 条第 2 項に定める「補正」を公開請求者に求めることもせず、小田原競輪場で開催されたジャパンカップの支出書類だけを公開したものである。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対して、不足している公文書の具体例を示して問い合わせをしたが、実施機関からの回答はない。
- (5) 実施機関の上記の対応は、条例第 4 条に規定する「公正かつ誠実にその事務を遂行しなければならない」という実施機関の責務に逆行する行為であり、市民の知る権利を著しく損なう行いである。

第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分で公開した文書は、審査請求人が求める公文書をすべて特定して公開したものである。
- 2 公開した文書のほかに公文書の公開を求める場合には、公開する文書を具体的に示して公文書公開請求をしていただきたい。

第 7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、弁明書に対する審査請求人の反論書、審査庁の審査請求人への照会、審査庁からの照会に対する審査請求人の回答及び当審査会への審査請求人の意見書に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 本件文書の特定の妥当性について

実施機関が行った本件処分は公開決定であるが、審査請求人は、公開された公文

書が不足していると主張していることから、本件文書の特定の妥当性について、検討していく。

審査請求人は、本件請求に際し提出した公文書公開請求書に、「F I ジャパンカップに関係する全ての支出に関する書類」と記載し、また、過去に請求した「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金」のように他の団体を経由して支出した例（以下「分担金支出例」という。）もあったことから、「小田原市が直接支出したものだけでなく、関係団体を経由して F I ジャパンカップに関係する支出となったもの全て対象とする」と付記したと主張している。

この分担金支出例は、実施機関が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「J C 協議会」という。）の分担金の支出に関する公文書公開請求に対して、J C 協議会分担金の仕組み自体を考慮し、神奈川県競輪主催者連絡協議会の分担金の支出に係る文書を請求対象文書として特定した事例（令和 2 年 6 月 20 日付け小田原市情報公開審査会答申・諮問第 35 号。以下「文書特定事例」という。）を示しているものである。

この文書特定事例を踏まえると、実施機関が、本件請求に対し、「小田原競輪場で開催した F I ジャパンカップの支出に関する書類」のみを対象文書としたことは、対象文書が不足していると認められ、本件文書の特定は妥当ではなかったと言える。

審査庁は結果的には本審査会に諮問したが、諮問前に本審査請求に対する裁決の準備を進める中で、不足していると思われる文書として、①「小田原競輪場で F I ジャパンカップの開催がない年（平成 30 年度、令和 2 年度、令和 4 年度）の神奈川県主催者連絡協議会への分担金の支出に関する書類」、②「小田原競輪場での F I ジャパンカップの場外車券発売の支出に関する書類（委託料、従業員経費等）」及び③「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の会員であることにより必要となった支出に関する書類（あっせん活動に係る旅費等）」の 3 件の文書（以下「本件追加特定文書」という。）を審査請求人に示している。

このことを踏まえ、本件処分で公開した公文書に加え、本件追加特定文書を含め本件請求の対象となる公文書を特定した上で、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うことが適当である。

なお、本件請求の対象となる公文書を特定する際には、審査請求人とよく協議した上で、対象文書を特定することを当審査会は求めるものである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年6月25日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年7月11日	第91回情報公開審査会 事案の審議
令和6年8月21日	第92回情報公開審査会 事案の審議
令和6年10月10日	第93回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年11月22日	第94回情報公開審査会 答申案の検討

2 公文書公開請求・個人情報の 開示請求の内容及び処理状況（全件）

公文書公開請求処理台帳

<令和6年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和6年4月1日	市道0011等に係る設計書、契約書等	道水路整備課	市長	一部公開	1 2
令和6年4月1日	健康増進拠点基本構想策定支援業務に係る資料	健康づくり課	市長	一部公開	
令和6年4月1日	橘地域認定こども園整備事業公募プロポーザルに係る資料	保育課	市長	一部公開	2
令和6年4月1日	橘地域認定こども園整備事業公募プロポーザルに係る資料	保育課	市長	一部公開	1
令和6年4月1日	橘地域認定こども園整備事業公募プロポーザルに係る資料	保育課	市長	一部公開	1
令和6年4月1日	小田原市立病院医事業務等業務委託に係る資料	医事課	病院事業管理者	一部公開	2
令和6年4月1日	小田原市立病院医事業務等業務委託に係る資料	医事課	病院事業管理者	不存在	
令和6年4月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年4月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和6年4月2日	令和6年4月時点の公共工事の入札で使用されている下水道用設計標準掛表 施工単価コード対比表	下水道整備課	市長	取下げ	
令和6年4月3日	政策監のスケジュール	未来創造・若者課	市長	公開	
令和6年4月3日	政策監のスケジュール	未来創造・若者課	市長	不存在	
令和6年4月3日	高田浄水場再整備事業のプロポーザルに関する資料	水道整備課	市長	一部公開	2
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	図書館	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	環境保護課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	水産海浜課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年4月5日	特別職の手当に関するもの	職員課	市長	一部公開	1
令和6年4月5日	競輪場に関するもの	事業課	市長	公開	
令和6年4月5日	競輪場に関するもの	事業課	市長	一部公開	1 2
令和6年4月5日	競輪場に関するもの	事業課	市長	公開	
令和6年4月9日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	2
令和6年4月9日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	不存在	
令和6年4月9日	清閑亭に関する文書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年4月10日	清閑亭及び豊島邸に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	2
令和6年4月10日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	1
令和6年4月10日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	不存在	1
令和6年4月11日	金入り設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年4月11日	解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年4月12日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	2
令和6年4月15日	職員課職員が総務省を訪問した際の文書	職員課	市長	一部公開	1 4
令和6年4月15日	職員課職員が総務省を訪問するきっかけとなった文書	職員課	市長	一部公開	1
令和6年4月16日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	教育委員会	公開	
令和6年4月16日	市民アンケートの意見	健康づくり課	市長	一部公開	1 2
令和6年4月16日	清閑亭に関する文書	資産経営課	市長	取下げ	
令和6年4月16日	令和元(2019)年に、他県の競輪場で開催されたG2のレースを視察した際の文書	事業課	市長	一部公開	1
令和6年4月16日	令和元(2019)年に、他県の競輪場で開催されたG2のレースを視察した際の文書	事業課	市長	不存在	
令和6年4月16日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	2
令和6年4月16日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	不存在	
令和6年4月18日	高田浄水場再整備事業に関する文書	水道整備課	市長	一部公開	2
令和6年4月18日	令和6年度 通所型サービス事業運営業務に関する文書	高齢介護課	市長	一部公開	2
令和6年4月19日	開発関係書類	開発審査課	市長	不存在	
令和6年4月19日	市道の供用開始告示文書・平面図	土木管理課	市長	公開	
令和6年4月21日	工場立地法に関する書類	産業政策課	市長	公開	
令和6年4月22日	企業版ふるさと納税業務支援サービスについての書類	企画政策課	市長	取下げ	
令和6年4月23日	政策監の通動手当に関する書類	職員課	市長	不存在	
令和6年4月23日	高田浄水場再整備関連資料	水道整備課	市長	一部公開	2
令和6年4月23日	高田浄水場再整備関連資料	水道整備課	市長	一部公開	2
令和6年4月30日	記者会見のデータ	広報広聴室	市長	一部公開	1 2
令和6年4月30日	重油タンク設置事業所に関する資料	消防総務課	消防長	公開	
令和6年5月1日	市長の公務日程	秘書室	市長	一部公開	1
令和6年5月2日	競輪場に関するもの	事業課	市長	公開	
令和6年5月2日	競輪場に関するもの	事業課	市長	不存在	
令和6年5月2日	競輪場に関するもの	事業課	市長	不存在	
令和6年5月2日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1 2 5
令和6年5月2日	統括監・統括技監の業務内容等	職員課	市長	不存在	
令和6年5月7日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年5月8日	高田浄水場再整備関連資料	水道整備課	市長	一部公開	1 2 3
令和6年5月8日	高田浄水場再整備関連資料	水道整備課	市長	不存在	
令和6年5月8日	高田浄水場再整備関連資料	水道整備課	市長	一部公開	2
令和6年5月9日	市立病院が小田原市労働基準監督署から受けた是正勧告に関する文書	経営総務課	病院事業管理者	不存在	
令和6年5月14日	建設リサイクル法の届出の内容	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年5月16日	道路占用許可書及び添付書類一式	土木管理課	市長	一部公開	1
令和6年5月17日	道路占用許可書及び添付書類一式	土木管理課	市長	一部公開	1
令和6年5月17日	観光課予算に関する資料	観光課	市長	公開	
令和6年5月17日	観光課予算に関する資料	観光課	市長	一部公開	2
令和6年5月17日	観光課予算に関する資料	観光課	市長	不存在	
令和6年5月23日	道路専用カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和6年5月23日	政策監の交通費の内訳詳細	未来創造・若者課	市長	公開	
令和6年5月23日	政策監の交通費の内訳詳細	職員課	市長	一部公開	1
令和6年5月24日	解体等の届出書	建築指導課	市長	不存在	
令和6年5月24日	私道相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年5月24日	家屋位置が確認できるデータ	資産税課	市長	不存在	
令和6年5月24日	土地・家屋課税台帳の電磁的記録	資産税課	市長	公開	
令和6年5月28日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	2
令和6年5月28日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	公開	
令和6年5月28日	契約に関する書類	契約検査課	市長	公開	
令和6年5月28日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年5月30日	清閑亭に関する書類	文化財課	市長	公開	
令和6年5月30日	情報公開審査会議事録	総務課	市長	一部公開	3 4
令和6年5月31日	清閑亭に関する書類	文化政策課	市長	公開	
令和6年5月31日	清閑亭に関する書類	文化政策課	市長	不存在	
令和6年5月31日	城北公園周辺街路灯改良工事仕様書	小田原城総合管理事務所	市長	公開	
令和6年5月31日	城北公園周辺街路灯改良工事公募条件	契約検査課	市長	公開	
令和6年5月31日	発注工事の金入設計書等	スポーツ課	市長	公開	
令和6年6月2日	職員雇用状況に関する書類	職員課	市長	一部公開	1
令和6年6月2日	職員雇用状況に関する書類	職員課	市長	不存在	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	文化政策課	市長	不存在	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	文化政策課	市長	一部公開	1 2

公文書公開請求処理台帳

<令和6年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	文化財課	市長	不存在	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	文化財課	市長	公開	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	建築指導課	市長	公開	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	建築指導課	市長	不存在	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	資産経営課	市長	公開	
令和6年6月3日	清閑亭に関する書類	資産経営課	市長	不存在	
令和6年6月3日	市立病院への是正勧告書	資産経営課	病院事業管理者	公開	
令和6年6月3日	地域包括支援業務委託契約書	高齢介護課	市長	一部公開	2
令和6年6月4日	豊島邸に関する文書及び図面	まちづくり交通課	市長	一部公開	1 2
令和6年6月4日	豊島邸に関する文書及び図面	文化政策課	市長	一部公開	1 2
令和6年6月4日	豊島邸に関する文書及び図面	未来創造・若者課	市長	一部公開	1 2
令和6年6月5日	戸籍住民窓口業務に関する契約書等	戸籍住民課	市長	取下げ	1 2
令和6年6月6日	生活保護法医療扶助診療報酬明細書点検業務に関する書類	生活援護課	市長	一部公開	2
令和6年6月6日	生活保護法医療扶助診療報酬明細書点検業務に関する書類	生活援護課	市長	不存在	
令和6年6月7日	上記工事金入内訳書1式及び、共通費算定に使用する工期	教育総務課	市長	公開	
令和6年6月7日	上記工事金入内訳書1式及び、共通費算定に使用する工期	建設政策課	市長	公開	
令和6年6月20日	大雨対策の会議資料等	防災対策課	市長	一部公開	2
令和6年6月20日	大雨対策の会議資料等	防災対策課	市長	不存在	
令和6年6月21日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年6月24日	農地転用許可書一式と農業委員会議事録	農業委員会事務局	農業委員会	公開	
令和6年6月24日	道路位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年6月25日	道路位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和6年6月28日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年7月1日	住居表示台帳及び付番された年月日がわかるもの	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年7月1日	建設リサイクル法の届出処理簿の写し(個人住宅を除く)	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年7月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和6年7月2日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年7月3日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	取下げ	
令和6年7月3日	発注工事の金入設計書等	事業課	市長	取下げ	
令和6年7月3日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	公開	
令和6年7月3日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和6年7月3日	発注工事の金入設計書等	文化政策課	市長	公開	
令和6年7月3日	発注工事の金入設計書等	小田原城総合管理事務所	市長	公開	
令和6年7月4日	航空写真	資産税課	市長	公開	
令和6年7月4日	金入設計書等	消防総務課	消防長	取下げ	
令和6年7月4日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和6年7月5日	整備事業工事に係る事前調査内容	下水道整備課	市長	一部公開	1 2
令和6年7月8日	審査請求に対する状況	事業課	市長	一部公開	1
令和6年7月16日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1 2 5
令和6年7月17日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年7月18日	情報審査会議事録	総務課	市長	一部公開	
令和6年7月19日	委託業者への年間支払額	高齢介護課	市長	公開	
令和6年7月21日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	1 2
令和6年7月21日	清閑亭に関する文書	文化政策課	市長	不存在	
令和6年7月21日	清閑亭に関する文書	資産経営課	市長	一部公開	1 2
令和6年7月24日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和6年7月26日	定例会の一般質問の対する、病院管理局長の答弁した書類	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和6年7月30日	住居表示台帳及び付番	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年7月31日	小田原市立の小・中学校で使用しているタブレット端末及びノートパソコンの保険証券	教育指導課	教育委員会	不存在	
令和6年8月7日	航空写真	資産税課	市長	公開	
令和6年8月8日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	一部公開	
令和6年8月16日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年8月16日	建築図面	建築課	市長	一部公開	1
令和6年8月17日	教育委員会会議の録音データ	教育総務課	教育委員会	取下げ	
令和6年8月19日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年8月19日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年8月19日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年8月19日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和6年8月20日	ソーラシェアリング申請に係る土地利用計画図	農業委員会事務局	農業委員会	公開	
令和6年8月20日	教育委員会会議の録音データ	教育総務課	教育委員会	公開	
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	経営総務課	市長	一部公開	2
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	事業課	市長	一部公開	2
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	地域政策課	市長	公開	
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	文化政策課	市長	一部公開	2
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	スポーツ課	市長	公開	
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	農政課	市長	一部公開	2
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	建築指導課	市長	一部公開	2
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	建設政策課	市長	公開	
令和6年8月21日	損害保険契約のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券明細	保健給食課	市長	一部公開	2
令和6年8月21日	放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザルの業務提案書及び契約書	教育総務課	教育委員会	一部公開	1 2
令和6年8月22日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和6年9月2日	道路相談カード、土地計画同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年9月2日	神奈川県遺跡分布地図の変更増補に係る進達文、通知文	文化財課	市長	公開	
令和6年9月6日	金入設計書等	下水道整備課	市長	取下げ	
令和6年9月6日	金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年9月6日	金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年9月6日	金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年9月6日	金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年9月6日	金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年9月9日	令和5年度ごみ収集運搬業務の委託契約における事業者選定等の文書	環境事業センター	市長	公開	
令和6年9月13日	事業課職員給与に関する書類及び委託業務書類	事業課	市長	公開	
令和6年9月13日	事業課職員給与に関する書類及び委託業務書類	事業課	市長	不存在	
令和6年9月13日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和6年9月18日	金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年9月18日	金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年9月19日	令和5年7月27～28日の行政視察分書	議会総務課	議会	一部公開	1
令和6年9月20日	小田原市民会館残置物に関する書類	文化政策課	市長	一部公開	1
令和6年9月20日	消防適正配置調査報告書等	消防総務課	消防長	公開	
令和6年9月20日	位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年9月30日	位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年10月1日	建設リサイクル法の届出処理簿の写し(個人住宅を除く)	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年10月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和6年10月2日	小田原市ボランティア活動補償制度に関する文書	地域政策課	市長	公開	
令和6年10月2日	金入設計書等	水道整備課	市長	公開	

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月2日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年10月3日	道路位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和6年10月7日	測量成果簿図面等	農政課	市長	一部公開	1		
令和6年10月11日	固定資産評価審査決定取消請求事件に係る判決書	市税総務課	固定資産評価	一部公開	1	2	
令和6年10月21日	政治倫理に関する申し合わせ文書	議会総務課	議会	取下げ			
令和6年5月24日	解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和6年10月25日	競輪場に関するもの	事業課	市長	公開			
令和6年10月25日	競輪場に関するもの	事業課	市長	不存在			
令和6年10月25日	競輪場に関するもの	事業課	市長	一部公開	2		
令和6年10月25日	消防用設備等点検結果報告書	消防総務課	消防長	一部公開	1	2	
令和6年10月25日	消防用設備等点検結果報告書	消防総務課	消防長	非公開			
令和6年10月25日	清閑亭に関する資料	文化政策課	市長	一部公開	1	2	
令和6年10月29日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1	2	5
令和6年10月29日	監査結果書類	監査事務局	監査委員	一部公開	1		
令和6年10月29日	金入り設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和6年10月29日	指定管理公募時の提案書	水産海浜課	市長	一部公開	2		
令和6年10月30日	小田原市議会政治倫理の申し合わせに関する書類	議会総務課	議会	一部公開	1		
令和6年11月1日	競輪事業会計の令和元年度の収支に関する書類	事業課	市長	一部公開	1		
令和6年11月1日	小田原市内の小学校・中学校の教師用教科書及び指導書の随意契約に関わるあらゆる資料と契約書	教育指導課	教育委員会	一部公開	2		
令和6年11月13日	業務委託契約書	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和6年11月14日	情報公開審査会議事録	総務課	市長	一部公開	1	3	4
令和6年11月18日	監査結果書類	監査事務局	監査委員	一部公開	1		
令和6年11月19日	清閑亭監査関係書類	文化政策課	市長	一部公開	1	2	4
令和6年11月19日	清閑亭監査関係書類	文化政策課	市長	一部公開	1	2	4
令和6年11月19日	清閑亭監査関係書類	文化政策課	市長	一部公開	1	2	4
令和6年11月19日	コンプライアンス検証関係書類	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和6年11月19日	コンプライアンス検証関係書類	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和6年11月19日	コンプライアンス検証関係書類	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和6年11月19日	コンプライアンス検証関係書類	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和6年11月19日	コンプライアンス検証関係書類	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和6年11月19日	コンプライアンス検証関係書類	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和6年11月19日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和6年11月19日	金入り設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和6年11月19日	金入り設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和6年11月19日	金入り設計書等	道水路整備課	市長	公開			
令和6年11月20日	清閑亭に関する書類	総務課	市長	公開			
令和6年11月20日	清閑亭に関する書類	総務課	市長	一部公開	1	2	
令和6年11月21日	告発文	議会総務課	議会	一部公開	1		
令和6年11月25日	建設リサイクル法の届出処理簿の写し(解体工事に関わるもの)	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和6年11月27日	情報公開審査会で使用された資料	総務課	市長	一部公開	1	3	4
令和6年11月28日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和6年11月29日	開発事業の協定書等	土木管理課	市長	一部公開	2		
令和6年11月29日	開発事業の協定書等	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和6年12月2日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和6年12月2日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和6年12月6日	清閑亭に関する書類	文化政策課	市長	一部公開	1	2	4
令和6年12月9日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和6年12月9日	清閑亭に関する建築確認申請等	建築指導課	市長	公開			
令和6年12月9日	清閑亭に関する建築確認申請等	建築指導課	市長	不存在			
令和6年12月9日	清閑亭に関する確認済証等	文化政策課	市長	公開			
令和6年12月15日	PTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	公開			
令和6年12月15日	PTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和6年12月15日	PTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和6年12月16日	小田原市議会議員選挙にかかわる公費負担請求書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1	5	
令和6年12月16日	小田原市長選挙にかかわる確認団体届出書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1	5	
令和6年12月16日	第8回繰引き見直しに関する資料	都市計画課	市長	一部公開	3	4	
令和6年12月25日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和6年12月25日	金入り設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和6年12月25日	金入り設計書等	道水路整備課	市長	公開			
令和6年12月26日	金入り設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和6年12月27日	F1ジャパンカップ関係文書	事業課	市長	不存在			
令和6年12月27日	F1ジャパンカップ関係文書	事業課	市長	一部公開	1		
令和6年12月27日	カーテンリース契約書類	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	2		
令和7年1月4日	事業課の支出に関する書類	事業課	市長	一部公開	1		
令和7年1月6日	政治活動用事務所証票の届出書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1	5	
令和7年1月6日	公開請求に係る決定の経緯が分かる書類等	事業課	市長	一部公開	1		
令和7年1月6日	公開請求に係る決定の経緯が分かる書類等	事業課	市長	不存在			
令和7年1月10日	住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年1月13日	公開決定における公文書の交付日等がわかる書類	総務課	市長	一部公開	1	2	
令和7年1月14日	令和5年度 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書に関する資料	事業課	市長	一部公開	1		
令和7年1月14日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年1月15日	三の丸ホール指定管理者募集要項における提出書類	文化政策課	市長	一部公開	2		
令和7年1月16日	ミッドナイト競輪に関する文書	事業課	市長	公開			
令和7年1月16日	ミッドナイト競輪に関する文書	事業課	市長	不存在			
令和7年1月17日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年1月21日	活性炭に納入等に関する契約書類等	経営総務課	市長	一部公開	2		
令和7年1月21日	住居表示台帳及び付番	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年1月21日	令和2年以降のPTAに関する情報公開請求資料	総務課	市長	一部公開	1	2	
令和7年1月22日	令和6年度酒匂幼稚園入園に関する書類	教育総務課	教育委員会	公開			
令和7年1月23日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年1月27日	土壤汚染状況調査結果報告書	環境保護課	市長	取下げ			

公文書公開請求処理台帳

<令和6年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和7年1月28日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年1月29日	金入り設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年1月29日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年1月30日	豊川小学校におけるPTAに関する資料	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年1月31日	道路後退用地事前審議カード	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年2月1日	総務常任委員会において報告されたコンプライアンス推進課による検証結果に関する過去の議事録すべてと外部専門家に提出した資料のすべて	コンプライアンス推進課	市長	一部公開	1	2	
令和7年2月1日	総務常任委員会において報告されたコンプライアンス推進課による検証結果に関する過去の議事録すべてと外部専門家に提出した資料のすべて	コンプライアンス推進課	市長	不存在			
令和7年2月4日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年2月9日	小田原市内の小中学校における「学校徴収金」の管理、徴収、取扱いに関する指針、ルール、マニュアル等が記載された文書	教育総務課	教育委員会	不存在			
令和7年2月10日	令和6年度執行小田原市長選挙における選挙運動費用収支報告書	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	公開			
令和7年2月10日	令和5年4月23日執行の小田原市議選挙の候補者の選挙運動費用収支報告書の写し及び領収書の写し	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1	2	5
令和7年2月18日	令和5年4月23日執行の小田原市議選挙の候補者の選挙運動費用収支報告書に記載された支出に関わる領収書の写し	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1		
令和7年2月19日	境界確認に関する文書	土木管理課	市長	一部公開	1	5	
令和7年2月19日	金入り設計書	下水道整備課	市長	取下げ			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	取下げ			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	取下げ			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	取下げ			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年2月20日	金入設計書	浄水管理課	市長	取下げ			
令和7年2月26日	金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年2月27日	中山間地域等直接支払交付金事業に関する資料	農政課	市長	取下げ			
令和7年2月28日	私道相談カード等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	取下げ			
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	建設政策課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	建設政策課	市長	公開			
令和7年3月3日	金入り設計書等	建設政策課	市長	取下げ			
令和7年3月3日	金入り設計書等	小田原城総合管理事務所	市長	公開			
令和7年3月4日	競輪開催ごとの車券売上のわかるもの	事業課	市長	公開			
令和7年3月4日	建設リサイクル法届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年3月4日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年3月5日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年3月5日	道路相談カードほか	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年3月6日	生徒に対して行った体罰・セクハラ等のアンケート等	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年3月6日	市内小中学校の不祥事調査・報告について定めた文書	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年3月6日	教職員が記入する不祥事防止チェックリスト等	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年3月6日	市教育委員会に提出した書道力不足・不祥事事故に関する報告書	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年3月6日	標識設置報告書の表紙	開発審査課	市長	一部公開	1	2	
令和7年3月11日	自治会規約及び議事録等	地域政策課	市長	一部公開	1		
令和7年3月14日	職員の所属部署が分かる文書	職員課	市長	公開			
令和7年3月17日	道路相談カード綴ほか	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年3月17日	かなごて流域祭2025に関わるに関する書類	環境政策課	市長	公開			
令和7年3月17日	かなごて流域祭2025に関わるに関する書類	環境政策課	市長	不存在			
令和7年3月19日	道路位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年3月21日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年3月21日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年3月21日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年3月24日	小田原市議会議員選挙にかかわる公費負担請求書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1	2	
令和7年3月24日	小田原市議会議員選挙にかかわる公費負担請求書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	不存在			
令和7年3月24日	おだわら環境市民ネットワークに関する資料	環境政策課	市長	公開			
令和7年3月24日	おだわら環境市民ネットワークに関する資料	環境政策課	市長	不存在			
令和7年3月27日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式	開発審査課	市長	公開			

個人情報開示請求処理台帳

<令和6年度>

請求日	個人情報の概要（運用状況報告用）	担当課	部局	決定	非開示 該当号		
令和6年4月1日	火災調査報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2		
令和6年4月15日	土地境界確認報告書	土木管理課	市長	一部開示	1	2	
令和6年4月16日	要介護認定に係る主治医意見書等	高齢介護課	市長	開示			
令和6年4月22日	住民税等納付状況の分かる書類	市税総務課	市長	開示			
令和6年4月26日	固定資産税の納付に関する書類	市税総務課	市長	開示			
令和6年5月7日	印鑑登録廃止申請書等	戸籍住民課	市長	開示			
令和6年5月8日	事故報告書	高齢介護課	市長	開示			
令和6年6月6日	固定資産税の納付に関する書類	市税総務課	市長	開示			
令和6年6月14日	現地調査の写真	資産税課	市長	開示			
令和6年6月27日	固定資産税名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和6年7月5日	自宅の調査内容	下水道整備課	市長	不開示（不存在）			
令和6年7月17日	固定資産税名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和6年7月19日	会議記録	高齢介護課	市長	不開示（不存在）			
令和6年7月19日	会議記録	高齢介護課	市長	不開示（不存在）			
令和6年7月19日	回答書	高齢介護課	市長	開示			
令和6年7月25日	人事評価	職員課	市長	開示			
令和6年7月25日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和6年7月26日	会議記録	生活支援課	市長	不開示（不存在）			
令和6年7月29日	火災調査報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2		
令和6年7月31日	土地税課台帳	資産税課	市長	開示			
令和6年8月5日	特殊健康診断の検査結果	経営管理課	病院事業管理者	一部開示	2		
令和6年8月5日	職員に実施した健康チェックに関する書類	経営管理課	病院事業管理者	一部開示	2		
令和6年8月5日	職員に実施した健康チェックに関する書類	経営管理課	病院事業管理者	一部開示	2		
令和6年8月5日	健康診断の間診票	経営管理課	病院事業管理者	一部開示	2		
令和6年8月7日	消費生活センター相談記録	地域安全課	市長	開示			
令和6年8月13日	ケース記録	子ども若者支援課	市長	一部開示	2	6	7
令和6年8月13日	ケース記録	子ども若者支援課	市長	一部開示	2	6	7
令和6年8月20日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和6年8月23日	人事評価表	教育指導課	教育委員会	開示			
令和6年8月30日	農地台帳	農業委員会	農業委員会	開示			
令和6年9月5日	主治医意見書	高齢介護課	市長	開示			
令和6年9月12日	消費生活センター相談記録	地域安全課	市長	開示			
令和6年9月13日	主治医意見書ほか	高齢介護課	市長	開示			
令和6年9月24日	主治医意見書ほか	高齢介護課	市長	一部開示	2		
令和6年9月25日	支援者会議録	障がい福祉課	市長	一部開示	2	7	
令和6年10月11日	経過記録	障がい福祉課	市長	一部開示	2		
令和6年10月15日	消費生活センター相談記録	地域安全課	市長	開示			
令和6年10月16日	事故報告書	障がい福祉課	市長	開示			
令和6年10月17日	ケース記録	障がい福祉課	市長	一部開示	2	7	
令和6年10月30日	請求者本人の氏名が記載されている戸籍証明書等	戸籍住民課	市長	開示			
令和6年11月22日	主治医意見書及び介護認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和6年12月9日	保育園入園申し込み書類	保育課	市長	開示			
令和6年12月16日	未登録家屋納税義務者に関する届出書	資産税課	市長	一部開示	2		
令和7年1月14日	過年度納税証明書	市税総務課	市長	開示			
令和7年1月20日	印鑑登録廃止申請書等	戸籍住民課	市長	開示			
令和7年2月13日	主治医意見書	高齢介護課	市長	開示			
令和7年2月21日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和7年2月25日	印鑑登録申請書等	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）			
令和7年3月11日	過年度納税証明書	市税総務課	市長	開示			
令和7年3月12日	主治医意見書等	高齢介護課	市長	一部開示	2		
令和7年3月26日	虐待通告関連文書	障がい福祉課	市長	一部開示	2		
令和7年3月27日	主治医意見書等	高齢介護課	市長	開示			